

物品購入契約書

(総則)

- 第1条 発注者と受注者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約に履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約に定める請求、通知および解除は、書面により行われなければならない。
- 4 この契約に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(納入及び検査)

- 第2条 発注者は、購入物品の納入があったときは、10日以内にその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となった購入物品について、発注者の指定する日までに再度納入し、検査を受けなければならない。
- 3 前2項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

(代金の支払)

- 第3条 受注者は、前項の規定により購入物品の引渡しを行った後、支払条件に基づき、支払請求書を作成し発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

- 第4条 第2条の規定による引渡し前に生じた購入物品の亡失又はき損による損害は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保)

- 第5条 受注者は、購入物品の引渡し後1年間に、当該購入物品に隠れた瑕疵が発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

- 第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

(契約解除)

- 第7条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 受注者が、その責に帰すべき事由により、履行期限内に購入物品を納品しないとき又は納品することができないと明らかに認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規

定する「暴力団」又は同条第6号に規定する「暴力団員」が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に受注者が該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けた場合。

(3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第8条 受注者は、その責に帰すべき事由により、履行期限内に購入物品を納品できないときは、当該期限の翌日から納品した日までの日数に応じ、当該発注に係る代金に対し、年2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第3条第2項に規定する期限までに契約代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約代金に対し、年2.7%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、第5条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、前条の規定により契約を解除されたときは、契約金額の10%に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第9条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所管の警察署に届けなければならない。

(疑義の解決)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。


物品購入契約書

- | | | | |
|--------|--|------|-----|
| 1 購入物品 | フロアホッケー用 | 〇〇〇〇 | 〇〇組 |
| 2 契約種別 | 随意契約 | | |
| 3 契約種別 | 総価契約 | | |
| 4 納品期限 | 平成29年〇月〇日(〇) | | |
| 5 納品場所 | 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟が指定する場所 | | |
| 6 契約代金 | 金 〇〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む) | | |
| 7 支払条件 | 発注者は、この契約による債務の履行を完了したときに受注者からの請求により契約代金の支払いを行う。 | | |

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場による合意に基づいて、別添の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年〇月〇日

発注者 特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟
理事長 細川 佳代子 

受注者

